- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 上下水道事業部

令和4年度分 必要に応じて令和5年度分

- 3 監査の着眼点 令和5年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画 (以下「実施計画」という。) に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 今和5年5月31日~令和5年7月24日
- 6 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

(上下水道事業部)

[指摘事項]

- (1) 適正な財務会計事務の執行について
 - ア 上下水道事業部で所管する4台の車両について、令和4年7月に売却を行い、売却金額(26,400円×4台分 105,600円)を水道事業会計2台分52,800円、下水道事業会計2台分52,800円にて経理処理を行った。しかしながら、令和5年6月29日に実施した監査委員事務局による実地予備監査において、下水道事業会計に収入した1台は水道事業会計の所管であり、水道事業会計に収入すべきであったため、両会計の収益(雑収益)が誤っていたことが判明した。
 - イ 令和4年11月2日に開催した上下水道事業経営審議会について、同審議会委員の報酬及び費用弁償を11月25日に支払ったが、委員1名分の報酬及び費用弁償を、同姓同名の別人へ誤って振り込んだ。

今後は、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

[意見事項]

(1) 交通事故の防止について

令和4年4月から令和5年3月までの間に、公用車の事故が6件発生した。 令和3年度においても3件の交通事故が発生しており、交通事故の防止に ついて、より一層の指導徹底を図られたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

令和4年度に実施した定期監査及び行政監査における指示事項として、廃棄済み又は廃棄済みと思われるにもかかわらず固定資産台帳に記録されていたものがあったため、全ての工具、器具及び備品の所在を確認するよう指導した。

これに対し、全件確認したとの報告があった。

しかしながら、上下水道事業部が管理している工具、器具及び備品について、33点を抽出して再度調査したところ、上下水道事業政策課が管理している2点の備品において、固定資産台帳に記録されている数量や型番と異なっていた。

以上のことから、監査で指示された事項について、確実に対応されたい。